筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(令和2年第4回定例会)

筑西市議会

総務企画委員会 会議録

1	日時						
	令和2年12	月14日(月)	開会:午前9	時56分	閉会:午後	0時13欠)
2	場所						
	全員協議会室						
3	審査案件						
	議案第 95	号 字の区域の	変更について				
	議案第 97	号 下館駅南自	転車等駐車場及	び下館駅北自	転車等駐車場	昜における指	旨定管理者の指定
		について					
	議案第101		諸収入の滞納金	督促手数料及	び延滞金徴	仅条例等の-	一部改正について
	举中你 1 0 0	(分割付託分)	· 소로		1 4 🖽 \	ことがあり	トナマグ
		号 令和2年度					
	議案第112	号 令和2年度	筑西市一般会計	補正予算(第	第15号) の	うち所管の補	正予算
4	川安禾昌						
4	出席委員	VI 16-71.	의 주. ㅁ ㅌ	— \m_ 17.67	77.		
	委員長	津田 修君	副委員長	→ 1+ 1±		_	
	委 員	中座 敏和君	委員	稲川 新二			ぶ 嶋 巖君
	委員	尾木 恵子君	委 員	箱守 茂樹	才 委	員 赤	≒城 正德君
5	欠席委員						
	なし						
6	議会事務局職員出席者						
	書 記	谷島しづ江君					
						委員長	津 田 修

〇委員長(津田 修君) ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序でございますが、お手元に配付いたしました順番で、字の区域の変更議案1件、 指定管理者議案1件、条例の改正議案1件、補正予算議案2件について、所管部ごとに審査願いたいと存 じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(津田 修君) それでは、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、各議案について所管部ごとに審査してまいります。

まず初めに、市長公室です。議案第95号「字の区域の変更について」、審査願います。

企業誘致推進局から説明を願います。

里村企業誘致推進局長。

○企業誘致推進局長(里村 孝君) 企業誘致推進局長の里村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第95号「字の区域の変更について」ご説明させていただきます。誠に恐縮ではございますが、着座にて説明をさせていただきます。

今回、字の区域の変更をお願いいたします猫島地区につきましては、公益財団法人茨城県開発公社が実施者となり、令和元年5月に開発許可を取得いたしまして、つくば明野北部猫島地区土地造成事業を行っている区域でございます。このたび土地造成工事がおおむね完成することに伴いまして、今後進出する企業に対して土地利用計画に沿った登記地目での引渡しができるよう地方自治法第260条第1項の規定に基づき、事業用地のうち、内淀字冨士山、内淀字塔之内、内淀字原山、猫島字晴明橋、猫島字遠ノ内原、鍋山字飛地及び田宿字塔之内の字の全てを猫島字溜井西原とする字の区域の変更をお願いするものでございます。

ページを返していただきまして、2ページ、変更調書を御覧いただきたいと思います。筑西市猫島字溜井西原に変更する地番の一覧でございます。内淀字冨士山では、124の1のほか30筆、内淀字塔之内では231のほか5 筆、内淀字原山では629の1 筆、猫島字晴明橋では762の1のほか9 筆、猫島字遠ノ内原では783の1 筆、鍋山字飛地では791の1の1 第、田宿字塔之内では1179の1のほか1 筆、以上合計52筆でございます。

なお、議案書に参考資料を添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

4枚目になります。A3横長の資料でございます。こちらでございます。こちらは、字区域変更前の図面でございます。こちらの猫島字溜井西原以外の7つに分かれております字を、次の最後のページでございます資料5枚目の変更後の図面のとおり、いずれも猫島字溜井西原とするものでございます。

説明につきましては以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇委員長(津田 修君) 質疑を願います。

石嶋委員。

- **〇委員(石嶋 巌君)** この字変更に伴う登記簿も変わるわけですよね。それで、この費用はどのぐらいかかるか質問します。
- **〇委員長(津田 修君)** 里村企業誘致推進局長、お願いします。
- **〇企業誘致推進局長(里村 孝君)** お答えいたします。

今回、字の区域の変更に関する登記地目の変更の費用でございますけれども、事業主体が茨城県開発公 社のほうで行っているものでございまして、誠に申し訳ありませんが、その金額面については把握してご ざいませんので、よろしくお願いいたします。

- 〇委員長(津田 修君)よろしいですか。石嶋委員。
- ○委員(石嶋 巌君) 把握することは可能かどうか伺います。
- **〇委員長(津田 修君)** 里村企業誘致推進局長、お願いします。
- **○企業誘致推進局長(里村 孝君)** 金額についてでございますが、開発公社のほうと協議を行った上で ご提示できるかどうかというのを調整して公表できるかどうかというのを判断したいと思っております。
- 〇委員長(津田 修君) よろしいですか。
- 〇委員(石嶋 巌君) はい。
- 〇委員長(津田 修君) それでは次に、赤城委員。
- **○委員(赤城正德君)** この地域、22町何がしだよな。約24万平米、これが全部猫島字溜井西原という地名になるということは、これは1社ですね、県で考えているのも市で考えているのも。ここへ来る1社はどこの会社なのですか。だって、これだけの面積、1筆ということは1社しか買えない。これ2社か3社来たときは、この筆1つではできませんよね。だから、この筆全部で1社ということは、大きな会社1社だと思うのですが、どこの会社が来るのでしょうか。2つお願いします。
- 〇委員長(津田 修君) 里村企業誘致推進局長。
- 〇企業誘致推進局長(里村 孝君) お答えいたします。

今回変更をお願いいたします区域につきましては、土地造成事業の実施によりまして、今現在一団の土地となっているところでございます。今後合筆を行いまして、今後立地をする企業さんの土地利用計画に基づいた分筆を行う予定となっております。しかしながら、まだ今の時点でございますけれども、立地する企業の情報等につきましては、何社になるのか、どこの企業が来るのかということについては、市のほうから公表できる情報はございませんので、ご理解いただきたいと存じます。

- 〇委員長(津田 修君) 赤城委員。
- ○委員(赤城正德君) では、里村企業誘致推進局長、どこの会社が来るのか、この土地へ。1社が来るのか10社が来るのか分からないで、県の開発公社はここへ莫大な費用をかけないと思うのです。なぜかというと、農業の田や畑、茨城県には振興公社というのがありまして、振興公社でも自分の持ち物になるのは大変だから、振興公社で1回買って、振興公社は買う人が見つからなくては振興公社で買わないのです。すなわち、この茨城県開発公社も自分の持ち物になってしまったのでは、前も新聞に載ったでしょう。県の開発公社で持ち物になってしまったからえらい大変だということ。だから、必ずやここは県の開発公社

ではどこかの会社とこれはやり取りしているのではないかと思うのです。それを市役所で、発表は開発公 社ではできないとは言いながらも、手助けしているのでしょう、開発公社に。その手助けしているのに、 そこへ会社がでは来ると思いますとか何とかということも言えないの。どうでしょうか。

- **〇委員長(津田 修君)** 里村企業誘致推進局長、お願いします。
- 〇企業誘致推進局長(里村 孝君) お答えいたします。

誠に申し訳ございません。繰り返しになりますけれども、当地区への進出企業の情報等につきましては、 市のほうから現時点で公表できる段階のものはございません。公表の時期、そして内容につきましては、 事業主体であります茨城県開発公社と調整した上で、今後議員の皆様方にも示していければというように 考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

- 〇委員長(津田 修君) 赤城委員。
- **〇委員(赤城正德君)** では、ここには市村さんもいますから分かると思うのですが、この字の変更の猫島字溜井西原というところに晴明橋という橋があって、そこは公園になっていますよね。その公園の敷地は、これに含まれているのですか含まれていないのですか。
- **〇委員長(津田 修君)** 里村企業誘致推進局長、お願いします。
- 〇企業誘致推進局長(里村 孝君) お答えいたします。

晴明橋公園についてでございますけれども、今回字の区域の変更をお願いする区域には含まれてございません。

以上でございます。

- 〇委員長(津田 修君) 赤城委員。
- 〇委員(赤城正徳君) この図の一番下の三角のところです。そうすると、まあいいや。いいです。
- **〇委員長(津田 修君)** それでは、ほかに質疑お願いします。 中座委員。
- **〇委員(中座敏和君)** すみません、1つ聞きたいのですが、造成工事がちょっと遅れているというような話も聞くのですが、今のところどのような進捗状況になっているのかお伺いします。
- **〇委員長(津田 修君)** 里村企業誘致推進局長、お願いします。
- 〇企業誘致推進局長(里村 孝君) お答えいたします。

造成工事の完了時期でございますけれども、令和3年、来年の6月末頃を予定しているところでございます。本年7月に議員の皆様に対しまして全員協議会のほうで事業の説明のほうをさせていただいたところでございますけれども、開発区域内の企業さんの移転作業が遅れていることに伴いまして、全体工期のほうも3か月程度遅れる見込みとなっているところでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(津田 修君) 中座委員。
- **〇委員(中座敏和君)** すみません、分かりました。あともう1つ、1つ家が敷地の中に建っていたと思うのですが、そこはどのような状況になったのかお伺いします。
- ○委員長(津田 修君) 里村企業誘致推進局長、お願いします。
- 〇企業誘致推進局長(里村 孝君) お答えいたします。

こちら猫島地区でございますけれども、もともと住居のほうが5か所建っておりまして、そのほか企業

さんが1か所あったわけでございます。5つの住居につきましては移転先を見つけまして、もうそちらのほうに移転のほうは完了しているところでございます。企業さんについてのみ、企業1社についてのみになりますけれども、こちらがまだ移転作業のほうが完了していないところがございまして、まだ残っている状況でございます。

以上でございます。

〇委員長(津田 修君) よろしいですか、中座委員。

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 討論を終結いたします。

これより、議案第95号の採決をいたします。

議案第95号「字の区域の変更について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者举手〕

〇委員長(津田 修君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、市長公室所管の補正予算について審査願います。

なお、議案第106号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと思います。

企業誘致推進局から説明を願います。

里村企業誘致推進局長、お願いいたします。

〇企業誘致推進局長(里村 孝君) それでは、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」、 企業誘致推進局所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の24ページ、25ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目9企業立地促進費、節7報償費、説明欄の上から4番目の事業でございます。企業立地促進事業、7報償費218万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。本市では、筑西市企業立地促進条例に基づき、産業振興と雇用機会の拡大を目的といたしまして、事業所等を新設または増設する事業者に対し、投下固定資産に係る固定資産税相当額を企業立地促進奨励金として交付しております。このたびの補正につきましては、交付2年度目となる株式会社安秀工業に対する奨励金が598万8,800円、また今年度新たに対象となった株式会社大実製作所に対する奨励金が218万6,800円、合計で817万5,600円の奨励金交付が見込まれますことから、当初予算計上額598万9,000円との差額218万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が企業誘致推進局所管の補正予算でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(津田 修君) それでは、質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 質疑を終結いたします。

次に、広報広聴課から説明を願います。

- **○広報広聴課長(松村佐和子君)** 広報広聴課、松村でございます。よろしくお願い申し上げます。着座にて失礼いたします。
- ○委員長(津田 修君) 松村広報広聴課長、お願いいたします。
- **〇広報広聴課長(松村佐和子君)** それでは、説明に入らせていただきます。

議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、広報広聴課所管のものにつきましてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1.追加、1行目、「広報筑西印刷」でございます。期間は令和3年度、限度額1,682万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これは、来年度に発行する広報筑西「ピープル」1日号と15日号を合わせて24回分の印刷業務につきまして、今年度中に契約、発注等を行う必要があるため計上するものでございます。

次に、2行目でございます。「広報紙等配送委託」、期間は令和3年度、限度額839万8,000円でございます。これは、広報紙など各自治会長宅へ配送する業務を委託するものでございます。

以上2件につきまして、令和3年度当初より実施する必要がある業務であることから債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(津田 修君) 質疑を願います。

石嶋委員。

- ○委員(石嶋 巌君) この印刷は、市内の業者かどうか伺います。
- 〇委員長(津田 修君) 松村広報広聴課長、お願いいたします。
- ○広報広聴課長(松村佐和子君) お答えいたします。 もちろん市内に本社、営業所、事業所が存在する会社でございます。 以上でございます。
- ○委員長(津田 修君) よろしいですか。
- 〇委員(石嶋 巌君) はい。
- ○委員長(津田 修君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) それでは、質疑を終結いたします。

以上で市長公室所管の審査を終わります。

ここで執行部の入替えをお願いいたします。

[市長公室退室。総務部入室]

○委員長(津田 修君) それでは次に、総務部所管の審査に入ります。

お座りください。

それでは、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、総務部所管の補正予算について、審査願います。

管財課から説明を願います。

大谷管財課長。

〇管財課長(大谷公生君) 管財課の大谷でございます。よろしくお願いします。

議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、管財課所管の補正予算について ご説明いたします。

8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1.追加、番号3、「本庁・出先機関ごみ収集 運搬委託」、期間、令和3年度、限度額797万5,000円、消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。 これは、市の55公共施設から排出される一般廃棄物の収集業務を委託するものでございます。

番号4、「本庁舎電話交換・庁舎案内委託」、期間、令和3年度、限度額1,529万2,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。これは、本庁舎の電話交換及び1階東西の案内業務を委託するものでございます。

番号5、「コミュニティプラザ施設運営委託」、期間、令和3年度、限度額1,000万円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内。これは、スピカビル6階コミュニティプラザ地下1階多目的スペース及び会議室の貸出し業務を委託するものでございます。

番号6、「下館庁舎駐車場管理委託」、期間、令和3年度、限度額67万9,000円、これは下館庁舎市民会館 跡地及び武道館の駐車場の管理業務を委託するものでございます。

番号7、「公用車運行委託」、期間、令和3年度から令和4年度、限度額1,541万1,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。これは、市有バス3台の運転業務を委託するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

〇委員長(津田 修君) 質疑を願います。

石嶋委員。

- **○委員(石嶋 巌君)** 3番のごみ収集運搬委託なのですが、これは一般質問でも大嶋議員が、青ナンバー、白ナンバーで質問があったと思うのですが、その辺のところの詳しい説明をお願いしたいのですが。
- ○委員長(津田 修君) 大谷管財課長、お願いします。
- **〇管財課長(大谷公生君)** 石嶋委員さんからご質問のあった収集車のナンバーの色でございますが、緑 ナンバーのものを委託するようにしてございます。

以上でございます。

- 〇委員長(津田 修君) 石嶋委員。
- 〇委員(石嶋 巌君) そうすると白ナンバーは委託はしていないということでよろしいのですね。
- 〇委員長(津田 修君) 大谷管財課長。
- **〇管財課長(大谷公生君)** そのとおりでございます。
- ○委員長(津田 修君) よろしいですか。
- 〇委員(石嶋 巌君) はい。
- **〇委員長(津田 修君)** ほか質疑ございませんか。 稲川委員。
- **〇委員(稲川新二君)** 4番の電話交換案内については、人件費が主だと思うのですけれども、どのぐらいの方が携わっているのでしょうか。
- **〇委員長(津田 修君)** 大谷管財課長、お願いします。
- **〇管財課長(大谷公生君)** 稲川委員さんの質問にお答えいたします。

電話交換ですが、2名の方をお願いしてございます。あわせて、案内業務のほうも2名、合計4名の方 をお願いする予定でございます。

以上でございます。

- 〇委員長(津田 修君) 稲川委員。
- **〇委員(稲川新二君)** この辺のところは、ちょっと絞れるところなのかなと思っているのですけれども、 そういったお考えは。
- 〇委員長(津田 修君) 大谷管財課長。
- **〇管財課長(大谷公生君)** まず、電話交換業務なのですが、日に恐らく、ちょっと今数字持っていないので、詳しくは申し上げられませんが、150件から多ければ300件近くのやっぱり電話をさばいていまして、開庁してから閉庁するまで、お昼時間帯も含めて交代しながら、交代というか2人なのですが、そういった部分もつなぎながらやっていますので、電話交換についても難しいのかなと。案内業務なのですが、1階の東西のほうに1名ずつ、合計2名お願いしていまして、こちらも開庁時間、閉庁時までお昼休みの時間帯もお願いしているということもありますので、現状今の人数が目いっぱいなのかなというふうには考えています。

以上でございます。

○委員長(津田 修君) よろしいですか。

ほかはございませんか。

それでは、赤城委員。

- **○委員(赤城正德君)** それでは、大谷管財課長に7番、公用車3台分だったかな、これは運転業務だけなのですか。それで、それと同時に、車をぶつけてしまったとか、またぶつけられてしまった、そういうときの自己責任、この責任範囲はどのようにこれ支払いするのでしょう。
- ○委員長(津田 修君) 大谷管財課長、お願いします。
- **〇管財課長(大谷公生君)** 赤城委員さんの質問にお答えいたします。

まず、こちらの業務ですが、この事業に含まれていますのは、運転業務とバスの保険料も含めた中身になっています。業務自体は運転業務をお願いしていまして、事故があった場合にはバス会社の負担する保険の中から対応していくというものでございます。

以上でございます。

- ○委員長(津田 修君) よろしいですか。
- ○委員(赤城正徳君) はい、分かりました。
- ○委員長(津田 修君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) それでは、質疑を終結いたします。

次に、総務課から説明を願います。

島村総務課長。

〇総務課長(島村信之君) 総務課の島村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座ったまま失 礼いたします。

続きまして、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、総務課所管の補正

予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。こちらにつきましては、繰越明許費の補正といたしまして、款2総務費、項4選挙費、事業名、「市長選挙及び市議会議員補欠選挙費」、金額656万5,000円につきましては、令和3年4月に実施予定の市長選挙及び市議会議員補欠選挙の経費のうち、ポスター掲示板設置撤去委託料でございます。こちらにつきましては、今年度中に契約を締結し、設置を行う予定でございますが、撤去が令和3年度になり年度をまたぐことから、繰越しをお願いするものでございます。

次に、同じく事業名、「住民情報システム(選挙管理)運営経費」、金額165万8,000円につきましては、 市長選挙及び市議会議員補欠選挙に係る住民情報システムの電算処理委託料でございます。これは、外部 委託によります投票所入場券の作業業務が年度をまたぐため、繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(津田 修君) 質疑を願います。

石嶋委員。

- **〇委員(石嶋 巌君)** 今、外部委託という説明がありましたが、具体的にどちらかお聞きいたします。
- ○委員長(津田 修君) 島村総務課長、お願いします。
- ○総務課長(島村信之君) 石嶋委員さんのご質問にご答弁いたします。

こちらの外部委託につきましては、現在選挙管理システムと住民情報システムを導入しております株式 会社TKCに委託するものでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(津田 修君) 石嶋委員。
- **〇委員(石嶋 巌君)** これ住民情報システムで、本当に住民の個人情報等あると思うのですが、今個人情報漏えいということでかなり問題になりますが、そこら辺の安全性はどうなのですか。
- **〇委員長(津田 修君)** 島村総務課長、お願いします。
- 〇総務課長(島村信之君) ご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、我々職員が使用する場合におきましても、まず使用できる権限を付与されている職員が限定されてございます。それと、システムの構築におきましても、随時アップデート等を図っておりまして、情報漏えいには細心の注意を払っているところでございます。

以上でございます。

○委員長(津田 修君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 質疑を終結いたします。

次に、議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第15号)」のうち、総務部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第112号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと思います。

総務課から説明を願います。

島村総務課長。

〇総務課長(島村信之君) それでは、議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第15号)」の うち、所管の補正予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開き願います。総務課所管の補正予算につきましては、款1項1目1議会費、説明欄、議会費職員給与関係経費から、22ページ、23ページの款10教育費、項5社会教育費、目3公民館費、説明欄、協和公民館管理運営事業までの職員給与関係経費について補正をお願いするものでございます。令和2年度当初予算におきます職員給与関係経費につきましては、令和2年1月1日時点の現員現給を基に編成しておりますので、今回の補正によりまして、令和2年4月1日付定期人事異動等による影響額を調整させていただくとともに、給与条例の改正に伴う期末手当について減額補正をお願いするものでございます。

また、13ページ中段、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 人事管理費、説明欄総務費会計年度任用職員 給与関係経費をはじめとする会計年度任用職員の期末手当につきましても、正規職員と同様に減額補正を お願いするものでございます。

それでは、給与費明細書にて一括して説明をさせていただきます。恐れ入りますが、24ページ、25ページをお開き願います。給与費明細書、1、特別職でございます。下段の比較欄、25ページに移りまして合計を御覧願います。長等で9万円の減、議員が471万5,000円の減、合わせまして480万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。要因といたしましては、給与条例の改正に伴う期末手当の支給率の引下げ及び議員が1名減となったことによります議員報酬の減額でございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開き願います。2、一般職でございます。(1)総括、一番上の表の 3 段目、比較欄の合計にございますとおり、2 億6, 155 万8, 000 円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開き願います。(2)給料及び職員手当の増減額の明細でございます。まず、ア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる正規職員でございますが、給料につきましては、職員の退職、異動等に伴う影響額として1億371万3,000円の減額でございます。職員手当につきましては、制度改正に伴う影響額として1,144万8,000円の減、職員の退職、異動等に伴う影響額といたしまして1億75万8,000円の減、合わせまして1億1,220万6,000円の減額でございます。

続きまして、イ会計年度任用職員につきましては、制度改正に伴う影響額として職員手当が656万9,000円 の減額でございます。

なお、制度改正分につきましては、給与条例の改正に伴い賞与の支給率を0.05月分引き下げたことによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇委員長(津田 修君) 質疑を願います。

石嶋委員。

- **〇委員(石嶋 巌君)** 29ページの給与もそうですけれども、職員手当もそうなのですが、職員の退職というのがありまして、これは何人退職されたかどうか伺います。
- **〇委員長(津田 修君)** 島村総務課長、お願いします。
- 〇総務課長(島村信之君) ご答弁申し上げます。

職員の退職につきましては、令和2年3月31日付で31名でございます。

以上でございます。

○委員長(津田 修君) よろしいですか。

石嶋委員。

- **〇委員(石嶋 巌君)** 31名と聞いてびっくりしたのですが、これで業務に対する支障等は出ないかどうかということと、それとこの31名が退職されて、本当に市民へのサービス低下等につながらないかどうか、2点について伺います。
- **〇委員長(津田 修君)** 島村総務課長、お願いします。
- 〇総務課長(島村信之君) ご答弁申し上げます。

退職31名でございましたけれども、採用者といたしまして、4月1日時点で29名採用してございます。 したがいまして、退職者は31名でございますが、4月1日付で29名採用しているということでございます ので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

〇委員長(津田 修君) よろしいですか。

石嶋委員。

- **○委員(石嶋 巌君)** 差し当たりない程度でいいのですが、退職された方の退職理由等はどういう理由か、つかんでいる範囲で結構なのですが。
- **〇委員長(津田 修君)** 島村総務課長、お願いします。
- 〇総務課長(島村信之君) ご答弁申し上げます。
 - 3月31日付、31名につきましては、定年退職等でございます。

以上でございます。

- ○委員長(津田 修君) よろしいですか。
- 〇委員(石嶋 巌君) はい。
- ○委員長(津田 修君) ほか質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 質疑を終結いたします。

以上で総務部所管の審査を終わります。

ここで執行部の入替えをお願いいたします。

[総務部退室。企画部入室]

〇委員長(津田 修君) それでは次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、企画部所管の補正予算について 審査を願います。

企画課から説明を願います。

篠﨑企画課長。

〇企画課長(篠崎正典君) 企画課の篠崎と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、企画課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1. 追加でございます。これからご説明する業務につきましては、令和3年度当初から委託等の業務が開始することになることから、令和2年度中に契約等の事務処理を行う必要があり、債務負担行為の設定が必要になるものでございます。

まず、8、「広域連携バス運行委託」でございます。期間は令和3年度、限度額は1,085万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。下館駅北口と筑波山口とを結ぶ広域連携バスの運行業務を委託するものでございます。

続きまして、9、「地域内運行バス実証実験運行委託」でございます。期間は令和3年度、限度額は1,561万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。下館駅と筑西遊湯館とを結ぶ地域内運行バスの運行業務を委託するものでございます。

続きまして、10、「道の駅循環バス実証実験運行委託」でございます。期間は、令和3年度、限度額は1,456万4,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。下館駅と道の駅グランテラス筑西とを循環するバスの運行業務を委託するものでございます。

続きまして、11、「コミュニティサイクル実証実験委託」でございます。期間は、令和3年度、限度額は287万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。バスや鉄道利用者の二次的公共交通としてコミュニティサイクルの運用業務を委託するものでございます。

続きまして、議案書20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出事項別明細書、2、歳入でございます。20ページ下段の款18項寄附金、項1 寄附金、目11ふるさと納税寄附金、21ページに移りまして、説明欄1、ふるさと納税 (一般)、これは使途を特定しない寄附金分として728万円、説明欄2、ふるさと納税 (使途指定)、この分は1,352万円の増額でございます。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。3、歳出でございます。まず、24ページ、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、基金管理費、2、ふるさと納税使途指定分として1,352万円の増額をお願いするものでございます。ふるさと納税(使途指定)の増額分を地域づくり振興基金へ1,144万円、板谷波山記念館施設整備等事業基金へ208万円積み立てるものでございます。説明欄の真ん中2つでございます。

次に、目6企画総務費、説明欄、ふるさと納税推進事業に1,038万4,000円の増額をお願いするものでございます。ふるさと納税の増額が見込まれますことから、寄附者に対する返礼品に要する費用や決済手数料などを増額するものでございます。

続きまして、目7地方創生費、説明欄、定住促進住宅取得支援事業に3,750万円の増額をお願いするものでございます。こちらの事業は、若者子育て世代住宅取得奨励金及び多世代同居住宅取得等奨励金の2つで構成されております。今年度のこれまでの申請ペースで移行しますと予算の不足が見込まれますことから、3,750万円の増額をお願いするものでございます。増額の内訳でございますが、まず若者子育て世代住宅取得奨励金では、11月末現在で187件の申請をいただいております。これに69件分、3,450万円の増額をお願いするものでございます。また、多世代同居住宅取得等奨励金でございますが、11月末現在18件の申請をいただいておりますので、当初で見込んでおりました10件分から15件分の増、300万円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇委員長(津田 修君) 質疑を願います。

尾木委員。

○委員(尾木恵子君) 8ページに戻りますけれども、コミュニティサイクルの実証実験の委託なのですが、これはすみません、ちょっと確認なのですけれども、実証実験という形だと期間的なものがあるかと思うのですけれども、いつからいつまでだったかという部分をお願いしたいのです。一問一答ではないよね。ということと、それと利用率というか、どのぐらいの人が現在本当に利用しているのかという部分と、あと利用者、どうしてもスマホとかを使ってやるので、いろいろな問題が生じてくるかと思うのです。要するにつながりにくいとかという声とかもちょっと聞くのです。だから、そういった部分の利用者の声みたいのは、筑西市としては、その辺はどういうふうに聞いているのかというか、そういう聞く場所というのがあるのですか。その辺をお願いします。

- 〇委員長(津田 修君) 篠﨑企画課長、お願いします。
- **〇企画課長(篠﨑正典君)** 尾木委員さんの質問にお答えいたします。

コミュニティサイクルに関するご質問でございますが、実証実験の期間につきましては、平成31年度から令和3年度までの3年間でございます。次年度までということになります。

もう1つ、利用率でございますが、利用の状況としましては、大体月に平均80台という形でございます。 今年度につきましてはコロナで利用が減少しておりましたが、11月につきましては103台ということで利用 されております。また、スマホがつながりにくいといったような利用者の方の声を聞くところということ でございますが、実際スマホを持っていないのだけれども、どうやって使ったらいいかとか、そういった 問合せのほうを直接企画課のほうにいただいております。その都度、担当のほうと利用者の方とお話をし ながら、問題点を解決していくというような形で事業を進めております。

以上でございます。

- 〇委員長(津田 修君) 尾木委員。
- **○委員(尾木恵子君)** 今年はコロナがあれだったので、利用率も少ないという話なのですけれども、どのくらいの利用率だったらば、これ次年度で終わるということなのですけれども、今後、その後はどのように対応していくのかなと。ずっとまた続けていくという部分だと、どういう利用率とかそういうのも、このぐらいがあると続けられるのかなとか、続けていきたいなとかという数値目標的なものがあるのだったらあれなのですけれども、結局これ令和3年度やって、それ以降というのはどのように考えているのでしょう。
- ○委員長(津田 修君) 篠﨑企画課長、お願いします。
- **〇企画課長(篠﨑正典君)** 尾木委員さんのご質問にお答えします。

現在は実証実験という形で行っておりますが、現在の利用されている台数につきましては、決して少ないとは思えず、そこそこの形で利用されているかなと考えております。令和4年度以降につきましても、次年度にまた改めてになりますが、検討した上で継続していければと考えております。

以上でございます。

- 〇委員長(津田 修君) 尾木委員。
- **〇委員(尾木恵子君)** そこそこの利用だという部分なので、市としては、このくらいだったら大丈夫、 今言った80台以上ぐらいだったら大丈夫だということなのですか、理解としては。

- ○委員長(津田 修君) 関口企画部長、お願いします。
- **〇企画部長(関口貴一君)** では、私のほうからご答弁させてもらいます。

現在、コミュニティサイクルについては、市内の交流人口とか二次的交通という目的で、先ほど篠崎企画課長から説明しましたように実証実験の途中でございます。この期間中でもコミュニティサイクルのステーションを、いろいろ場所を移動したり、イベントに合わせたいという形で今現在事業の効果検証をしているところでございます。当然これを拡張するということも考えられますけれども、まずは現状の分析をした上で、昨年実績ですと833件の利用があったということで、2,295時間と14分という実績もございますので、あと、どちらからどちらに移動する、これはよく言いますようにヒートマップというのですけれども、人の移動がパソコン上で確認できます。そうしますと、どういう目的で人が移動するかというものにつきましても、観光振興と位置づける中でも十分利用できると思いますので、引き続き効果検証を踏まえて検討したいと思います。

以上でございます。

○委員長(津田 修君) ほかはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 質疑を終結いたします。

次に、財政課からの説明を願います。

- **○財政課長(板橋 勝君)** 財政課の板橋と申します。よろしくお願いします。着座にて失礼します。
- ○委員長(津田 修君) 板橋財政課長、お願いいたします。
- **○財政課長(板橋 勝君)** 議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、財政 課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1.追加、そのうち8ページ、12番、「行政評価システム・財務会計システム再構築支援委託」でございます。期間は令和3年度から令和4年度、限度額は434万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲でございます。これは、令和4年度に更新を迎える行政評価システムと財務会計システムの再構築についての支援を令和3年度より委託するものでございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。 下のほうなのですが、款18項1寄附金、目4節1説明欄1、衛生費寄附金に3万円の増額をお願いするも のでございます。これは、新型コロナウイルス感染症対策への指定寄附金でございます。

同じく目11節1ふるさと納税寄附金、説明欄3、ふるさと納税(クラウドファンディング)、215万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策事業に活用するクラウドファンディングによる寄附金を補正するものでございます。

次に、22、23ページをお開き願います。款20項1目1節1繰越金、説明欄1、前年度繰越金につきましては、今回の補正予算に伴う収支調整のために1億7,090万4,000円の増額をお願いするものでございます。 続きまして、24ページ、25ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、基金管理費のうち減債基金積立金239万3,000円の増額は、明野公民館の土地売払収入292万5,000円のうち239万3,000円の積立てをするものでございます。

次に、感染症対策事業基金218万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策への衛生費寄附金3万円と

新型コロナウイルス感染症対策事業に活用するクラウドファンディングによる寄附金215万円を積立てするものでございます。

同じく目17諸費、説明欄、償還金に1億357万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、 過年度分の国庫支出金や県支出金について超過交付された額を返還するため増額するものでございます。 また、財源としまして、左の財源欄なのですが、県の農地集積協力金交付事業補助金と農業次世代人材投 資資金経営開発型補助金についての個人からの返還金を見込んでいるところでございます。

同じく目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に事業費2,250万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、さきの10月9日開会の第2回臨時会で議決いただきました一般会計補正予算(第12号)において、給食費の保護者負担の軽減を図るため、小中学校の学校給食納付金の月額1,000万円の減額につきまして歳入予算の学校給食納付金を減額し、その分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という、それを増額するという補正を行いました。しかしながら、国への交付金実施計画停止後に歳入予算の学校給食納付金を減額し、その分を国の交付金で増額する財源振替では歳入補填となってしまうため、交付金の対象外になってしまうというふうな指摘がございました。交付金の対象とするためには歳出予算を計上し、交付金を充当する必要があることから給食の賄い材料費を増額し、交付金を充当するものでございます。

なお、この増額に合わせまして、30ページ、31ページにあるのですが、款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費、説明欄、下館学校給食センター給食提供事業、それから明野学校給食センター給食提供事業、こちら2つを合計しまして2,250万3,000円の減額をお願いしているところでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

〇委員長(津田 修君) 質疑を願います。

石嶋委員。

- ○委員(石嶋 巌君) 8ページの12番、この行政評価システムというのはどういうものかお聞きします。
- **〇委員長(津田 修君)** 板橋財政課長、お願いします。
- **○財政課長(板橋 勝君)** 行政評価システムについては、その予算の前段となる実施計画での要求とか、 あるいは1年間行った事業に対して、後年度なのですが、行政評価をするという2つのものが大きな仕組 みになっています。そういった行政評価、実施計画というようなものを行いまして、その事業の在り方を 評価したり、あるいは要求したりしまして予算編成につながるような、そういったシステムとなっており ます。

以上です。

- ○委員長(津田 修君) よろしいですか。
- ○委員(石嶋 巌君) いいです。
- ○委員長(津田 修君) ほかはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 質疑を終結いたします。

議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第15号)」のうち、企画部所管の補正予算について 審査を願います。

財政課から説明を願います。

板橋財政課長。

○財政課長(板橋 勝君) 議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第15号)」のうち、財政 課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節15新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、説明欄に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国庫負担事業地方負担分)に1,049万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、歳出の款4衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業において補正をお願いしております新型コロナウイルス高齢者検査の経費に対しまして国庫補助金2分の1が交付されます。残りの2分の1相当分なのですが、その地方負担分に対しましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることから補正をお願いするものでございます。

次に、款19繰入金、項2目1節1基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金につきましては、今回の 補正予算に伴う収支調整のために2億7,419万6,000円の減額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

- 〇委員長(津田 修君)質疑を願います。石嶋委員。
- ○委員(石嶋 巌君) 17ページの説明欄、新型コロナウイルス感染症対応事業の12番、新型コロナウイルス感染症高齢者検査委託料とありますが、この検査の中身は何かお伺いします。
- ○委員長(津田 修君) 板橋財政課長、お願いします。
- **○財政課長(板橋 勝君)** これは、所管は高齢福祉課になっているのですが、65歳以上の高齢者とか、あと基礎疾患を持った方が、本人が希望した場合にPCR検査とかそういったコロナウイルス検査の検査が受けられる、それの一部助成といった内容です。そこには自己負担金がありまして、自己負担金を払うことによって検査が受けられる、そういった制度になっています。

以上です。

- 〇委員長(津田 修君) 石嶋委員。
- ○委員(石嶋 巌君) その自己負担は何割ぐらいなのですか。
- ○委員長(津田 修君) 板橋財政課長、お願いします。
- **○財政課長(板橋 勝君)** 本来では高齢福祉課からの説明がよろしいかなと思うのですが、私が聞いているところでは、1人5,000円を負担するようなことになっているというふうに聞いております。ちょっとそこは、このことが合っているかどうか分からないので、すみません、私が聞いている範囲内のことですみませんが。

以上です。

○委員長(津田 修君) よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 質疑を終結いたします。

以上で議案第112号について全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

議案第112号について、討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第15号)」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者举手〕

〇委員長(津田 修君) 挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上で企画部所管の審査を終わります。

ここで執行部の入替えをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

[企画部退室。 税務部入室]

休 憩 午前11時 6分

再 開 午前11時19分

○委員長(津田 修君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは次に、税務部所管の審査に入ります。

議案第101号「筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について(分割付託分)」の審査を願います。

なお、この条例議案は、税務部収税課で一括説明いたさせますが、条例に規定する税外諸収入には市民環境部市民課、環境課が担当する手数料等が該当します。よって、これらの課長等にも入室を求めております。

収税課から説明を願います。

横田収税課長。

〇収税課長(横田 実君) 収税課の横田でございます。着座にてご説明いたします。

それでは、議案第101号「筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。令和2年度税制改正において市中金利の実勢を踏まえ、延滞金及び還付加算金の割合等について所要の見直しが行われました。これにより地方税法等の一部を改正する法律による改正後の地方税法及び筑西市税条例において、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改められました。これに伴いまして、今回の筑西市税外諸収入の延滞金督促手数料及び延滞金徴収条例の文言の改正を行ったものでございます。

以上が収税課、市民課、環境課に関するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長(津田 修君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 質疑を終結いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 討論を終結いたします。

これより議案第101号の採決をいたします。

議案第101号「筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について(分割付託分)」 賛成者の挙手を願います。

〔賛成者拳手〕

〇委員長(津田 修君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、税務部所管の補正予算について審査を願います。

収税課から説明を願います。

横田収税課長。

〇収税課長(横田 実君) 引き続き議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、収税課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正3件の追加でございます。本件は、 令和3年4月1日からの執行を要するため、令和2年度中に契約を行う必要があることから、債務負担行 為の追加をお願いするものでございます。

番号13、「市税コンビニ・スマートフォン収納委託」でございます。期間は令和3年度、限度額は570万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。この事業は、市税を毎日24時間、コンビニエンスストアまたはスマートフォンにて納付可能にすることで、納税者の利便性の向上及び市税収納の確保を図る目的としてございます。委託内容は、コンビニまたはスマートフォンでの収納した市税への市への送金等を市指定金融機関、株式会社常陽銀行に委託するものでございます。

次に、番号14、「市税公金収納情報データ化委託」でございます。期間は令和3年度、限度額は444万円 に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。この事業は、各種金融機関、市役所等 で納付されました市税の情報を迅速かつ正確に把握することで市民サービスの向上を図ることを目的とし ております。

委託内容は、市税の領収済み通知書データの読み取り及び書き込みデータ作成等を市指定金融機関、株式会社常陽銀行に委託するものでございます。

次に、番号15、「証明書(税証明)コンビニ交付委託」でございます。期間は令和3年度、限度額は2万7,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。この事業は、税証明をコンビニで交付可能にすることで、市民の利便性及び市民サービスの向上を図ることを目的としてございます。

委託内容でございますが、個人番号カード利用による申請において、専用回線を使用したネットワークによる税証明等のコンビニ交付を地方公共団体情報システム機構に委託をするものでございます。

以上が収税課所管の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長(津田 修君) 質疑を願います。

赤城委員。

〇委員(赤城正德君) これ簡単なことなのですが、13、14で常陽銀行と今言ったでしょう。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- **〇委員(赤城正徳君)** (続) 常陽銀行という銀行は、今現在あるのですか。
- **〇委員長(津田 修君)** 横田収税課長、お願いします。
- O収税課長(横田 実君)
 お答えします。

 ございます。
- 〇委員長(津田 修君) よろしいですか。

三澤委員。

○委員(三澤隆一君) 14番なのですが、情報システム機構に委託というふうにあるのですが、これ2万7,000円ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- **〇委員(三澤隆一君)** (続) これどういったものを委託するのですか。そこだけちょっとお聞きしたい。
- **〇委員長(津田 修君)** 横田収税課長、お願いします。
- 〇収税課長(横田 実君) お答え申し上げます。

令和元年度の実績並びに令和2年度の見込みによりまして、令和3年度の処理件数を250件としてございます。1件当たり107円の合計額に消費税額及び地方税を加算した額の範囲内を想定してございます。 以上でございます。

○委員長(津田 修君) 質疑を終結いたします。

以上で税務部所管の審査を終わります。

ここで執行部の入替えをお願いいたします。

〔税務部退室。市民環境部入室〕

○委員長(津田 修君) 次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第97号「下館駅南自転車等駐車場及び下館駅北自転車等駐車場における指定管理者の指定について」 審査を願います。

市民安全課から説明を願います。

西秋市民安全課長。

〇市民安全課長(西秋 透君) 市民安全課長の西秋でございます。着座にて失礼いたします。

議案第97号「下館駅南自転車等駐車場及び下館駅北自転車等駐車場における指定管理者の指定について」 ご説明いたします。下館駅周辺の自転車等駐車場2施設の指定管理者に筑西市シルバー人材センターを指 定し、令和5年3月31日までの2年間を指定管理期間とするものでございます。

次ページをお開き願います。筑西市自転車等駐車場(下館駅周辺施設)の指定管理業務に係る仮協定書でございます。仮協定書の締結につきましては、指定管理期間、指定管理委託料の額について合意が得られたため、令和2年11月10日に仮協定書を結んだものでございます。指定管理委託料の額につきましては、2年間で189万4,000円となってございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(津田 修君) 質疑を願います。

赤城委員。

〇委員(赤城正徳君) 下館南、また下館北のこの駐車場の地名地番入っているよね。これはどのくらいの敷地面積があるのでしょうか。

- ○委員長(津田 修君) 西秋市民安全課長、お願いいたします。
- 〇市民安全課長(西秋 透君) お答えいたします。

まず、駅南自転車等駐車場からご説明いたしますと、構造も合わせてご説明差し上げたいと思います。 鉄骨造りの平家建てでございます。197.75平方メートル、収容台数としましては、自転車が238台、バイク が41台でございます。

続きまして、駅北自転車等駐車場についてご説明いたします。鉄骨造りの2階建て、建物面積が456.32平 方メートル、こちらは自転車が366台、バイクが28台の収容能力となってございます。

以上です。

- ○委員長(津田 修君) よろしいですか。
- ○委員(赤城正德君) ありがとうございます。
- 〇委員長(津田 修君) 尾木委員。
- ○委員(尾木恵子君) この内容云々というのではなくて、ちょっと要望的なものになってしまうのですけれども、本会議場の質疑で森議員も聞いていたと思うのですけれども、この今までだったら契約5年間が2年間になったという話の部分で、誰もがここは聞きたかった部分だと思うのです。ですけれども、やはり議案の説明のときに、この辺までの説明をもう誰もが聞きたいというか、今までと全然違っているという部分なので、この辺までの説明を議案説明のときに、もし今後ありましたらば、部長の本会議での説明のときに、そこまで入れていただいたほうがありがたいので、その辺ぜひよろしくお願いします。以上です。

〇委員長(津田 修君) よろしいですか、お答えのほうはね。

質疑を終結いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 討論を終結いたします。

これより議案第97号の採決をいたします。

議案第97号「下館駅南自転車等駐車場及び下館駅北自転車等駐車場における指定管理者の指定について」 賛成者の挙手を願います。

〔賛成者拳手〕

〇委員長(津田 修君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査願います。

市民安全課から説明を願います。

西秋市民安全課長。

〇市民安全課長(西秋 透君) では、引き続きまして、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、所管の補正予算についてご説明いたします。

9ページをお開き願いたいと思います。第3表、債務負担行為補正、番号23番、「下館駅南・北自転車等 駐車場指定管理委託」、期間が令和3年度から令和4年度、限度額が172万3,000円に消費税額及び地方消費 税額を加算した額の範囲でございます。これは、先ほど議案第97号でご説明いたしました下館駅南及び下 館駅北自転車等駐車場における指定管理者の指定に係る指定管理委託につきまして債務負担行為の設定を お願いするものでございます。

続きまして、番号24番、「運転免許自主返納支援補助金」、限度額36万3,000円でございます。運転免許自 主返納支援事業を4月1日から引き続き実施するに当たり、実施主体である筑西地区交通安全協会への補 助金交付に関わる事務処理、こちらを本年度中に完了する必要があることから、債務負担行為の議会承認 をお願いするものでございます。

以上でございます。

〇委員長(津田 修君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 質疑を終結いたします。

次に、市民課から説明を願います。

板谷市民課長。

〇市民課長(板谷典子君) 市民課長の板谷です。よろしくお願いいたします。説明につきましては着座にてさせていただきます。

議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、市民課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1.追加、番号16、「証明書(住民票・印鑑証明)コンビニ交付委託」でございます。期間は令和3年度、限度額は328万3,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。証明書、住民票、印鑑証明、コンビニ交付委託は、証明書のコンビニ交付サービスにおける地方公共団体情報システム機構への証明書交付センター運営負担金とコンビニ事業者への証明書発行のための委託手数料でございます。

続きまして、26、27ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。 款 2総務費、項 3 目 1 戸籍住民基本台帳費、節11役務費、説明欄、証明書コンビニ交付システム運営事業24万 6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、特別定額給付金のオンライン申請やマイナポイント事業によりマイナンバーカードの普及率が向上したことや、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、お近くのコンビニエンスストアでの住民票や印鑑証明書の交付をご案内したことなどにより、コンビニエンスストアでの交付件数が増加したため、コンビニ事業者に支払う委託手数料を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇委員長(津田 修君) 質疑を願います。

赤城委員。

- **〇委員(赤城正徳君)** コンビニは、これは1通どのくらいの単価で交付しているのですか、委託しているのですか。
- **〇委員長(津田 修君)** 板谷市民課長、お願いします。
- 〇市民課長(板谷典子君) お答えいたします。

コンビニエンスストアでの証明書交付につきましては、1件当たり117円 (消費税を含む)、を委託手数料としてコンビニ事業者に支払う契約となっております。

○委員長(津田 修君) よろしいですか。

石嶋委員。

- **〇委員(石嶋 巌君)** 関連してなのですが、この住民票、印鑑証明、これはどのぐらいの発行があるかどうか伺います。
- ○委員長(津田 修君) 板谷市民課長、お願いします。
- **〇市民課長(板谷典子君)** ご答弁いたします。

令和元年度の発行件数は、住民票が1,792件、印鑑証明書が2,380件でした。今年度は上半期の交付件数が、住民票が1,411件、印鑑証明書が1,453件となっております。

以上です。

○委員長(津田 修君) よろしいですか。

石嶋委員。

- **〇委員(石嶋 巌君)** 先ほど税務証明250件よりもはるかに市民の方の利用が多いというのが今分かりました。それで、印鑑証明ですが、これ問題とか事故とかはなかったですか。
- **〇委員長(津田 修君)** 板谷市民課長、お願いします。
- **〇市民課長(板谷典子君)** ご答弁いたします。

コンビニ交付に伴って、証明書発行における事故等については聞いておりません。 以上です。

〇委員長(津田 修君) よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 質疑を終結いたします。

次に、環境課から説明を願います。

仁平環境課長。

○環境課長(仁平正幸君) 環境課の仁平でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、環境課所管の補正予算について ご説明いたします。説明につきましては着座にてさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の8ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。初めに、番号17番、「公共用水域等水質分析委託」、限度額285万8,000円に消費税額を加算した額の範囲内につきましては、茨城県公共用水域水質測定計画に基づきまして、五行川、大谷川の常時監視業務と市内8か所の水質検査業務を委託するものでございます。

続きまして、「道路側溝清掃委託」、限度額2,685万1,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の 範囲内につきましては、自治会からの要望に基づきまして、市道の側溝清掃及び汚泥の処分を委託するも のでございます。

続きまして、9ページとなります。「一般ごみ収集運搬委託」、限度額1億2,318万円に消費税額及び地方 消費税額を加算した額の範囲内につきましては、集積所に出されましたごみの収集及び環境センターへの 運搬業務を委託するものでございます。

続きまして、「粗大ごみ戸別収集運搬委託」、限度額60万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の 範囲内につきましては、集積所に出せない粗大ごみの戸別収集及び環境センターへの運搬業務を委託する ものでございます。

続きまして、「資源ごみ収集運搬委託」、限度額7,722万2,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、リサイクルステーションに出されました資源ごみの収集及び買取り業者への運搬を委託するものでございます。

最後に、「違反ごみ収集運搬委託」、限度額456万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、ごみ集積所に出されました違反ごみや道路、公園など公共区域に不法投棄された散乱ごみの回収及び環境センターへの運搬業務を委託するものでございます。

以上が環境課所管の事項でございます。いずれの業務も新年度当初から業務委託を開始する必要がある ことから、今年度中に契約手続を行うため債務負担行為をお願いするものでございます。よろしくお願い いたします。

- **〇委員長(津田 修君)** 質疑を願います。
 - 石嶋議員。
- **〇委員(石嶋 巌君)** 17番の公共用水域等水質分析委託なのですが、この分析結果というのはどのように公表されているか伺います。
- ○委員長(津田 修君) 仁平環境課長、お願いします。
- **〇環境課長(仁平正幸君)** 調査の分析結果でございますが、分析結果につきましては、県を通じまして 国まで調査結果の報告をしておりますほか、市のホームページにはなるのですけれども、「筑西市の環境」 ということで、毎年前年の調査結果を表にまとめたものを公開しておるところでございます。

以上です。

- 〇委員長(津田 修君) 石嶋委員。
- **〇委員(石嶋 巌君)** ホームページにアクセスできない市民に対しては、どういうふうにお考えか伺います。
- **〇委員長(津田 修君)** 仁平環境課長、お願いします。
- **〇環境課長(仁平正幸君)** 現在のところホームページのみの公開となっておりますので、今後検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

- 〇委員長(津田 修君) 石嶋委員。
- **〇委員(石嶋 巌君)** それで、この水質分析の結果なのですが、ざっくりでいいのですが、良好とか危険な物質が含まれていたとか、そういうのはあったかどうか伺います。
- **〇委員長(津田 修君)** 仁平環境課長、お願いします。
- **〇環境課長(仁平正幸君)** 特に有害となるような物質が検出されているというような報告は受けておりません。

以上であります。

〇委員長(津田 修君) ほかよろしいですか。

三澤委員。

〇委員(三澤隆一君) 20番に「粗大ごみ戸別収集運搬委託」とあるのですが、この収集の方法というのはどういうふうな形でやっているのかということと、あと違反ごみ収集運搬委託のほうが456万円というこ

とで、この違反ごみというのはどの程度のものが集まっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- **〇委員長(津田 修君)** 仁平環境課長、お願いします。
- **〇環境課長(仁平正幸君)** それではまず、粗大ごみの戸別収集運搬、こちらの収集の方法でございますが、これは市民の方から収集の希望書を出していただきます。そのときに手数料をいただきまして、毎月決まった日に収集業者がお宅を訪問してごみを集めるというような方法を取っております。

あともう1つ、違反ごみの調査でございますが、すみません、本日収集量については、データを持ち合わせておりません。

- 〇委員長(津田 修君) 三澤委員。
- ○委員(三澤隆一君) 希望者というのは、これはどなたでも連絡すればできるということですか。
- ○委員長(津田 修君) 仁平環境課長、お願いします。
- ○環境課長(仁平正幸君) 希望者についての制限はございません。
- **〇委員長(津田 修君)** よろしいですか。 石嶋委員。
- ○委員(石嶋 巌君) この資源ごみ収集、うちでも第2、第4が資源ごみ収集日なのですが、今まで一 升瓶が出せなかったのですが、これが出せるようになったということで、資源ごみ回収が進んでいるのか なというふうに思ったのですが、やはり資源ごみはリサイクルできるものですから、これ力を入れていく ということが求められるのかなと思うのです。あと、この一般ごみなんかでもアルミ缶とかペットボトル なんかも月1回の金属ごみというのですか、それで出す方もいるのですが、もっと資源ごみ回収に対して 市民にアピールして、この資源を大事にするという、そういう気持ちを広げていくことが必要なのかなと いうふうに思います。

以上です。

〇委員長(津田 修君) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

〇委員長(津田 修君) 質疑を終結いたします。

次に、空き家対策推進課から説明をお願いいたします。

早瀬空き家対策推進課長。

〇空き家対策推進課長(早瀬道生君) 空き家対策推進課の早瀬と申します。よろしくお願いいたします。 着座にてご説明申し上げます。

議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、空き家対策推進課所管の補正予 算についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。予算書の22、23ページをお開きください。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、 節2雑入(総務)、説明欄の細節93行政代執行費用収入49万5,000円の増額補正をお願いするものです。こ ちらは、景観上の支障及び敷地外にはみ出た草木により歩行者等の通行を妨げている状態でもあり、かつ 前面道路が通学路となっていることから、令和元年度に特定空家に認定した折本地内の物件について、指 導、勧告、命令と、法に基づく手続を進めてまいりましたが、所有者等による必要な措置を履行しないた め、行政代執行の実施を予定しております。今回の増額補正は、所有者等から徴収する費用相当分を歳入 として計上するものです。 続きまして、歳出です。予算書の24、25ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目15空家対策費、節12委託料、説明欄の空家等対策事業でございますが、歳入で説明いたしました折本地内の特定空家に関わる行政代執行に係る経費とし、歳入と同額の49万5,000円の増額補正をお願いするものです。委託の概要については、敷地内及び特定空家全体を覆っている草木の除去を実施し、市民の生活環境の向上を図るものです。

以上です。どうぞよろしくお願いします。

- 〇委員長(津田 修君)質疑を願います。石嶋委員。
- **〇委員(石嶋 巌君)** この空き家なのですが、件数は1件ですか、それとも複数あるのかどうか伺います。
- **〇委員長(津田 修君)** 早瀬空き家対策推進課長、お願いします。
- **〇空き家対策推進課長(早瀬道生君)** 今回の敷地内には建屋が1件と、物置らしきものは確認してございますが、行政代執行の対象となっているものは、敷地内の草木、道路にはみ出したくず、くずは草のくずなのですけれども、くずやまた近隣の家にはみ出ている木、これらの除去になってございます。
- 〇委員長(津田 修君) よろしいですか。
- **〇委員(石嶋 巌君)** ちなみにですが、この特定空家に指定されない空き家は、市内に何件ぐらいあるか伺います。
- **〇委員長(津田 修君)** 早瀬空き家対策推進課長、お願いします。
- **〇空き家対策推進課長(早瀬道生君)** ご答弁申し上げます。

こちらで把握している空き家の件数については、今年の4月1日時点で2,184件でございます。ただ、このうち何件が特定空家になるかということについては、委員会の協議もございますし、状況について全て 把握する必要がございますので、明確に申し上げることは困難です。

- ○委員長(津田 修君) よろしいですか。
- ○委員(石嶋 巌君) 2,000件以上ある。随分、この数は多いと見るか少ないと見るかというか。
- ○委員長(津田 修君) 早瀬空き家対策推進課長、お願いします。
- **〇空き家対策推進課長(早瀬道生君)** こちらなのですが、現在筑西市内を5地区に分けて調査している 状況の集計した数字なので、今年関城地区が終わるとまた増えますし、総数でいけばもうちょっとあって もいいのかなと思います。ちなみに土地家屋統計調査、こちらでいきますと空き家の件数が6,000件、ただ これは案分なので、実際と乖離しているかもしれないのですけれども、そういう数字も出ていますので、 全体調査が終わるとそれに近い数字が出てくるのかな。6,000という、ただこれは案分なので、全数調査で はないので、案分なのでそういう数字も聞こえておりますので、それに近い数字は出てくると思います。
- O委員長(津田 修君) よろしいですか。

赤城委員。

- **○委員(赤城正德君)** 早瀬空き家対策推進課長に聞くのだけれども、今回のこの代執行をやっていくこの費用を持ち主さんに請求するわけだ。請求しても払わない、納めてもらえないというようなときは、その後行政としてはどういう手続をしていくのですか。
- **〇委員長(津田 修君)** 早瀬空き家対策推進課長、お願いします。

〇空き家対策推進課長(早瀬道生君) ご答弁申し上げます。

まず、今回の場合に限定しますと、森議員さんのご質問でも答弁いたしましたが、土地の所有者であることから、財産と、全てもしなかった場合は土地を売却して市の収入に充てるということになります。

(「土地を売却……」と呼ぶ者あり)

- **〇空き家対策推進課長(早瀬道生君)** (続)はい。ただ、そういうふうな財産が、全て調べても何もなかった場合という話だと思うのですけれども、まず貯金口座、給料、その他全部確認して、必要な資産以外の部分で徴収できるものがあれば差押え等をやって回収する。それでも駄目ならば、売れるものを売った上で回収する。しかし、そのようなことが全て不可能な場合には、改めて議会でご説明申し上げまして、不納欠損という処理になります。
- 〇委員長(津田 修君) 赤城委員。
- **○委員(赤城正徳君)** 早瀬空き家対策推進課長、仮にその土地が1,000平米あったと。その周りの木を切ったら500万円かかったと。今その500万円の費用を行政では求めたのだが払ってくれない。だが、その1,000平米の中で建物が建っている。それで、その建物が鉄筋コンクリート、それが2ないし3階建てになっていたときは、土地をもらっても清算はマイナスでしょう、行政としては。そういうときはどういうふうにその行政ではやっていくのでしょうか。
- 〇委員長(津田 修君) 早瀬空き家対策推進課長。
- **O空き家対策推進課長(早瀬道生君)** 特定空家に認定する上では、最終的には行政代執行を見据えた認定をしなければならないという1点があると思うので、協議会、事務局もそうなのですけれども、協議会の中で適正に判断して対応をしたいなと考えてございます。正直、回収できなかった場合は不納欠損になると先ほど申し上げましたが、それは全て行政の持ち出しになってしまうので、そうならないように、そして理想は行政代執行まで行くまでの間に所有者さんにやっていただけるような対応、これをすることが大切かなと、そのように考えてございます。
- 〇委員長(津田 修君) 稲川委員。
- **〇委員(稲川新二君)** 一般質問で質問しそびれてしまったのですが、例えば空き家が火災に遭ったと。 その後の跡地の考え方はどのような考え方をするのでしょうか。
- 〇委員長(津田 修君) 早瀬空き家対策推進課長、お願いします。
- 〇空き家対策推進課長(早瀬道生君) ご答弁申し上げます。

まず、火災について跡地については、ほかの事例もそうですが、まずは所有者が対応することが第一義だと考えます。そして、その所有者がどうしようもない場合、片づけていただけない、また相続関係でごちゃごちゃ片づいていない、所有物の撤去もままならない、そういう状況がずっと続いた場合には、特定空家という方向に行くまでの間に、いろいろな手法をこちらでもアドバイスするなりなんなり、通知を差し上げて、やりなさいよ、ではどうしたらいいのだというふうになったときに、このようなやり方が対応可能かとか、そういうふうな提案型の対応をしていって、まずは所有者さんにやってもらうことが大切なのかなと。そして、その所有者さんが全く何も、通知を出しても全然今回の場合みたいに指導勧告、その他を実施しても全く動じない場合、そのときは最終的には代執行となりますが、その場合にあっても、代執行費用というのは所有者さんから最終的には徴収させていただく。そして、その所有者さんには自治体の長の命令違反ということで、裁判所の判断にはなるものの、50万円以下の過料に処するということも書

かれてございますので、それらも含めて、まずはそうなってしまうと。ただ単にお金だけではなくて、50万円以下の過料にもなると、そういうことまで併せて所有者さんに説明して、所有者さんにやっていただけるようにしむけてまいりたいと考えてございます。

- 〇委員長(津田 修君) 稲川委員。
- **〇委員(稲川新二君)** では、分かりました。火災跡地であっても特定空家としての考え方を最終的にな さるということでよろしいですね。
- ○委員長(津田 修君) 早瀬空き家対策推進課長、お願いします。
- **〇空き家対策推進課長(早瀬道生君)** このお話も一般質問でございましたが、現実問題として筑西市においては、中館地区において火災跡地、こちら10年近く放置されていたとはいえ、そういう物件がございますので、本当にそのまま放置されているようであれば最終的には考えなくてはならないと思いますが、空家特措法においても、まず第一義は所有者ということなので、そこにならないような指導が必要なのかなと、そのように考えています。

(「ぜひ後で相談に乗ってください」と呼ぶ者あり)

〇委員長(津田 修君) 質疑を終結いたします。

以上で議案第106号について全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

議案第106号について討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田 修君) 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第14号)」のうち、所管の補正予算についての賛成者の挙手を願います。

〔賛成者举手〕

〇委員長(津田 修君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部所管の審査を終わります。

これで総務企画委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

執行部はご退席を願います。ご苦労さまでございました。

〔執 行 部 退 席〕

〇委員長(津田 修君) なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任をいただきたいと思います。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時13分